

栃木県告示第 435 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5（2023）年 11 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

栃木市

2 事業の種類

（仮称）栃木市消防署北部分署整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県栃木市西方町元字大橋地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

（仮称）栃木市消防署北部分署整備事業（以下、「本件事業」という。）は、栃木市が都賀、西方の 2 分署を統合、建替える事業であり、法第 3 条第 19 号に掲げる市町村が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）によって設置する消防の用に供する施設及び同条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

栃木市は、平成 30（2018）年 3 月に策定した栃木市総合計画《後期基本計画》において消防庁舎の整備を主要事業に位置付けるとともに、本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 栃木市消防本部は、昭和 24（1949）年に地域の自治体消防として発足し、昭和 46（1971）年に栃木市と隣接する大平町、藤岡町、都賀町、西方村の 1 市 3 町 1 村で一部事務組合を組織し、名称を栃木地区広域消防組合消防本部とした。その後、昭和 51（1976）年に消防以外の業務も行う複合事務組合を組織し、名称を栃木地区広域行政事務組合消防本部とした。

平成 23（2011）年 10 月の市町合併に伴い栃木市消防本部となり、平成 26（2014）年 4 月の岩舟町との合併に伴い岩舟町区域が新たに管轄に加わった。管内面積は 331.50 km²、人口約 15.5 万人を擁し、1 本部・1 署・5 分署体制で消防業務を行っている。

都賀分署、西方分署（以下、「分署庁舎」という。）では、増加の一途をたどる消防需要に対応するため、職員の増員、消防車両の増車及び大型化や新たな資機材を配備するなどして消防力の充実を図ってきたが、敷地の拡張や庁舎の増築は行っておらず施設の狭あい化、老朽化等の課題が生じている。

分署庁舎は、共に昭和 47（1972）年 4 月に竣工された鉄筋コンクリート造 2 階建ての建物で、建築後 50 年以上経過している。平成 12（2000）年度に空調設備等の改修工事を施工したが、その後は長寿命化

や耐震化のための対策は実施しておらず、新耐震基準以前の建築物であることから、耐震強度不足が懸念されている。

また、複数個所において雨漏りが発生したことで、壁及び床が劣化しており、特に都賀分署では、雨漏り等の影響により、訓練や市民への救命講習などに利用する場所を確保できない状態となっている。

また、分署庁舎では、指令端末機器及び消防OAシステム機器を設置したことや、職員増加に伴う事務机、事務機器の増加等により事務室が狭あいとなり、迅速な出動動線を確保することができなくなっている。さらに狭あい化により、個室化されていない仮眠室に2段ベッドを設置しており、プライバシーを確保できていないうえに感染症蔓延の危険が発生している。また、女性職員が増加傾向にあるにもかかわらず女性用諸室を整備できていないことから、女性職員の異動先が制約され、人事の固着化も課題となっている。

このほか、現在の庁舎ではスペースが不足していることから市民相談室、屋内訓練室、専用の屋外訓練場、訓練塔等の必要な設備を整備できず、市民相談時のプライバシー確保の困難や、庁舎を使用した訓練による建物の劣化等の課題が生じている。消防車両を格納する車庫も車両の増加、大型化により不足しており、車両の増加に伴い車庫に格納できなくなった車両は、庁舎から離れた別の車庫で管理している状況であり、迅速な出動対応への影響が生じている。また、来客用駐車場は従来から慢性的に不足しているほか、敷地内にヘリコプターの緊急離着陸場を設置するスペースを確保できず、ドクターヘリによる救命処置の開始の遅れへの懸念が生じている。

また、2つの分署に人員が分散していることで、分署に残された人員では出動体制を確保できないことがあり、施設の分散による非効率が生じている。

加えて、分署庁舎はバリアフリーに対応しておらず、エレベーターの未設置、多目的トイレおよび女性専用トイレの未整備など、来庁者に対する配慮が不十分となっている。

本件事業の完成により、分署庁舎が現在抱えている老朽化や狭あい化、施設分散による非効率といった課題が解消される。また、2分署の統合により、消防体制を維持しながら効率的かつ効果的な運用を実現しつつ、防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるようになることから、市民の安全安心の確保に寄与することができると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、騒音及び振動対策を行い、生活環境に及ぼす影響を軽減する措置が講じられることから、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、動植物への影響について、栃木市が令和5（2023）年7月に希少動植物の有無を確認するため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少種は確認されなかった。

さらに、起業地内の土地について、起業者が栃木市教育委員会に埋蔵文化財包蔵地であるか確認したところ、包蔵地でない旨の回答を得ており、工事の際に埋蔵文化財が発見された場合は栃木市教育委員会と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、管内各地域へのアクセスがよいこと、土地が整形であり配置計画の自由度が高いこと、適正位置から近

い位置にあること、事業費が低廉であること等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的であると認められる。

また、本件事業に係る施設の規模については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、新営一般庁舎面積算定基準（昭和 35 年建設省発第 3 号）や近年建設された他の消防本部庁舎建替え事例との比較等により、駐車場については道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）によりそれぞれ適正に計画されていることから、本件事業の起業地の範囲は必要最小限であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、分署庁舎では老朽化、狭あい化、施設分散による非効率化といった様々な課題を抱えており、消防業務に支障が生じていることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第 20 条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

栃木市消防本部消防総務課

(用地課)